

七飯町介護保険条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免申請書の提出期限の特例）</p> <p>第9条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により第9条第1項の規定の適用を受けようとする者が、<u>保険料（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日））の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当分の間、町長が別に定める日とする。</u></p>	<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免申請書の提出期限の特例）</p> <p>第9条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により第9条第1項の規定の適用を受けようとする者が、<u>令和4年度分の保険料（令和5年4月1日から同年9月30日までの間に普通徴収に係る納期限が到来するものに限る。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当分の間、町長が別に定める日とする。</u></p>

## 七飯町介護保険条例の一部を改正する条例の概要

福祉課

## 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）」に基づき行われたところですが、令和4年度相当分の減免措置については令和5年度特別調整交付金による国の財政支援が行われることが示されたため、所要の一部改正を行うものです。

## 2 改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響により減免対象となる介護保険料の納期限の改正を行います。

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

## 4 経過措置

この条例による改正後の七飯町介護保険条例附則第9条の規定による保険料の減免は、令和5年4月1日から適用し、この条例による改正前の七飯町介護保険条例附則第9条の規定による保険料の減免は、なお従前の例によるものとします。